

最高検企第318号  
令和3年10月13日

## 行政文書不開示決定通知書

山中理司様

検事総長 林

眞琴



令和3年9月16日受付(受付第7号)の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示決定した行政文書の名称（請求する行政文書の名称等）

- (1) 「性犯罪捜査全書－理論と実務の詳解－」（著者は城祐一郎 元最高検察庁刑事部検事。令和3年9月に株式会社立花書房から出版された書籍）の執筆に関して最高検察庁が提供した判決書の日付が分かる文書
- (2) 最高検察庁の検事は、退官した後も、性犯罪に関する判決書のコピーを手元に残したままにできることが分かる文書（最新版）

#### 2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、保有していないため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、検事総長に対して審査請求することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

\* 担当課等 最高検察庁総務部企画調査課（担当者名：杉本）TEL:03-3592-5611（内線:3294）